

# 信用リスクに係る標準的手法の見直し

## 全体的な所要自己資本水準を維持しつつ 規制のリスク感応度を向上

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、2回の市中協議（2014年12月、15年12月）および定量的影響度調査の結果等をふまえ、信用リスクに係る標準的手法の見直しに合意した。信用リスクは、邦銀のリスクアセット（自己資本比率の分母）の8〜9割を占めるカテゴリーであり、また、その標準的手法は、本邦では一部の国際統一基準行に適用されているほか、銀行、信用金庫、信用組合等のさまざまな業態を対象とした国内基準のベースとして用いられている手法である。本稿では、見直しの背景と要点を解説したい。なお、本稿における意見はすべて執筆者の個人的な見解である。

金融庁 総務企画局 総務課国際室

国際保険規制調整官

青崎 稔

前金融庁 総務企画局 総務課国際室 課長補佐

（現有限責任監査法人トーマツ金融インダストリアルグループマネージャー）

富田 昇

日本銀行 金融機構局 国際課

企画役

谷口 健

### 見直しの背景

標準的手法は、さまざまな国や規模の金融機関に利用される手法であることから、簡素な枠組みであることが求められる。一方、バーゼル委は、各国にお

ける自己資本比率の比較可能性を向上させる観点から、内部モデル手法を採用する金融機関（大手行等）に対して、標準的手法を資本フロア（リスクアセットの最低水準）の参照基準として利用するとともに、標準的

手法に基づき計測されたリスクアセットの開示（第3の柱）を求める検討を進めてきたことから、こうした目的においても有効な手法であることが求められるようになった。このため見直し作業においては規制の簡素さ

を維持しつつも、たとえば、これまで一律のリスクウェイト（RW）を適用していた債権について、外部格付や担保水準に応じてリスクウェイトを適用するなど、規制のリスク感応度を向上させる方向で修正すること

となった。

また、検討作業においては、市中協議文書に記載されていたように、「全体的な所要自己資本水準の引上げは目的ではない」ことを確認するための分析が行われた。具体的には、国際的に活動する銀行から収集したデータに基づき、現行の標準的手法と比較して、見直し後の所要自己資本水準が全体としてほぼ同等になるようにリスクウェイトの水準を調整する作業が行われた。もちろん、銀行ごとの影響度はポトフォリオの構成や、各債権の保全状況の変化等によって相応に異なりうることに留意が必要である。本邦においては、中堅中小企業向け融資の比重が大きい金融機関のリスクアセットは減少する一方、株式や無条件で取消可能なコミットメント（一般当座貸越枠、クレジットカードの貸出枠

〔図表1〕 見直しの概要(全体像)

	現 行	見直し後
国債 中央銀行向け債権 公共部門向け債権	外部格付を参照 RW = 0 ~ 150% (自国通貨建ては0%を適用可)	(変更なし (注1))
銀行向け債権	①設立国の国債の外部格付、または ②貸出先の外部格付を参照(各国裁量) RW = 20 ~ 150%	①貸出先の外部格付(注2)、または ②自己資本比率規制等の充足度を参照 RW = 20 ~ 150%(注3)
事業法人向け債権	外部格付を参照 RW = 20 ~ 150% (無格付の場合、100%)	外部格付を参照 RW = 20 ~ 150% (無格付の場合、中堅中小企業は85% (注4)、それ以外は100%)
劣後債	RW = 100% (銀行向けの場合) 外部格付を参照 (法人向けの場合)	RW = 150% (注5)
株 式	RW = 100%	RW = 250% (注6) (投機的な非上場株式は400%)
リテール (中小企業、個人向け)	RW = 75%	RW = 75% (一定の要件を満たす場合は45% (注7))
不動産担保債権 (居住用不動産)	RW = 35% (LTVが100%以下の場合) RW = 75% (LTVが100%超の場合)	LTVを参照 RW = 20 ~ 70% (注8)
不動産担保債権 (商業用不動産)	RW = 100%	債務者のRW (LTVが60%以下の場合60%が上限) (注8)
コミットメント	・無条件で取消可能：掛け目 = 0% ・その他：掛け目 = 20%または50%	・無条件で取消可能：掛け目 = 10% (注9) ・その他：掛け目 = 40%

- (注) 1. 国債などソブリン向け与信については、バーゼル委において別途のプロセスで検討が進められてきたが、今回、バーゼルⅢの最終化と同じタイミングで検討を終了し、現行規制を変更しないことが決定された。
2. 政府支援を加味しない外部格付を参照(大きすぎて潰せない問題に対処する観点から、銀行自体の信用力を評価した外部格付を参照するよう求めるもの。ただし、こうした銀行格付の公表に関する事情が国によって異なるため、各国裁量で、規制の実施から5年間は、政府支援を加味した外部格付を参照することが可能)。また、デューデリジェンス(貸出先の信用力評価)を実施し、必要に応じて保守的にRWを調整。
3. 短期債権(原契約3カ月以下)、貿易金融、カバードボンド、協同組織金融機関間の債権に関する特別規定あり。
4. 中堅中小企業は、売上高5,000万ユーロ以下の企業。
5. 自己資本控除の対象とならない「その他TLAC債」を含む。
6. 5年間の経過措置あり(適用初年度のRWは100%。2年目以降、30%ずつ段階的に引き上げ)。
7. クレジットカード与信のうち、過去12カ月返済遅延のない債務者向け与信、または過去12カ月に引出し実績のない当座貸越。
8. 不動産担保債権について、返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合、より保守的なRWを適用。
9. 各国裁量で、一定の要件を満たす契約(専用当座貸越等)をコミットメントから除外することが可能。

等)の比重が大きい金融機関のリスクアセットは増加すると見込まれる。

## 見直しの概要

規制見直しの全体像は、図表1のとおりである。以下では、邦銀にとって特に影響の大きい債権カテゴリーについて、見直しの背景を含めて概説することにする。なお、金融庁および日本銀行のウェブサイトにおいて、より詳細な資料を掲載しているため、こちらもあわせて参照していただきたい(注1)。

### (1) 事業法人向け債権

現行規制と同様、貸出先の外部格付を参照してリスクウェイトを決定することになるが、見直し後は、①外部格付を参照するにあたり、デューデリジェンス(貸出先の信用力評価)をふまえて、必要に応じ保守的にリスクウェイトを調整することが求められるようになる。また、②適用するリスクウェイトの一部が引き下げられることになる(図表2)。

これは先般の金融危機をふまえて、規制における外部格付への依存を低減させることが望ましいという国際的な議論の潮流(注2)を背景にしたものである。具体的には、外部格付を機械的に参照するのではなく、貸出実行時およびその後定期的に、内部格付または第三者機関の分析等を活用して、貸出先のリスクプロファイルを評価し、外部格付が示唆するよりも高いリスク特性が判明した場合には、少なくとも一段階高いリスクウェイトを適用するよう調整することが求められるようになる。あわせて、監督当局には、銀行のデューデリジェンスが適切に実施されているかを評価し、実施されていない場合には、監督上の措置を講ずるよう求めている。なお、具体的なデューデリジェンスの目線については、各国において検査・監督の実務をふまえて決定することが想定されている。

また、②について、BBB格に適用されるリスクウェイトは100%から75%に、無格付債権(中堅中小企業向け)のリスクウェイトは100%から85%に引き下げられることとなった。前者は、標準的手法が内部格付手法に対する資本フロアの参照基準となることもふまえて、両手法により計測される所要自己資本水準の間で大きな違いが生じないよう調整することが必要との考えに基づくものである。一方、後者は、信用リスク削減手法において勘案されていない物的担保がある場合が多いことや個々の債務者間のデフォルト相関の低さが考慮されたものである。なお、中堅中小企業の定義は、内部格付手法における定義と整合的なものとする観点から、「売上高5000万円以下の企業」となっている。

### (2) 株式

現行規制では、100%のリスクウェイトが適用されている(た

〔図表2〕 事業法人向け債権のリスクウェイト (単位 %)

外部格付	AAA to AA-	A+ to A-	BBB+ to BBB-	BB+ to BB-	Below BB-	無格付
現行	20	50	100	100	150	100
見直し後	20	50	75	100	150	100 (中堅中小企業は85)

〔図表3〕 住宅ローンのリスクウェイト (単位 %)

	LTV ≤ 50	50 < LTV ≤ 60	60 < LTV ≤ 80	80 < LTV ≤ 90	90 < LTV ≤ 100	100 < LTV
現行			35			75
見直し後①	20	25	30	40	50	70
見直し後②	30	35	45	60	75	105

(注) 見直し後①は、通常の債権。見直し後②は、返済資金が不動産の賃貸収入に依存している債権。

だし、金融機関発行の株式のうち、意図的な相互持合いや10%超出資等に対しては自己資本控除の取扱い）が、見直し後は250%のリスクウェイトが適用されることになる（ただし、投機的な非上場株式には400%を適用）。250%という水準は、定量的影響度調査の結果や内部モデル手法（簡易手法を含む）の所要自己資本水準等をふまえたものである。

現行規制下でも、海外では、銀行が株式を保有するインセンティブをよりはっきりと抑制すべきとして、株式に（最低基準としてのパーゼル合意に上乘せするかたちで）100%よりもだいぶ高いリスクウェイトを適用している国も少なくない。一方で、日本のように100%を適用している国においては影響が大きいと見込まれることから、経過措置として、新規制の実施から5年間で段階的に引き上げていく（適用初年度のリスクウェイトを100%とし、毎年30%（投機的な非上場株式は60%）ずつ引き上げる）ことが合意された。

なお、投機的な非上場株式に400%のリスクウェイトを適用することになった背景について、少し触れておきたい。まず、16年1月に最終化された「トレーディング勘定の抜本的見直し」では、規制上、上場株式は原則としてトレーディング勘定に、非上場株式は銀行勘定に区分することが合意された。あわせて、信用リスクの見直しにおいて、株式に対する内部モデル手法が廃止され、標準的手法に一本化されることになった。これらの結果、（トレーディング勘定の）上場株式に適用されるリスクウェイト（400）と600%程度）よりも（銀行勘定の）非上場株式に低いリスクウェイト（250%）が適用されることとなる点が懸念されるようになった。

もともと、非上場株には多様なものが含まれることから、非上場株式のリスクウェイトを一律に引き上げるのではなく、「投機的な非上場株式」というカテゴリーを新設し、これに対して従来の内部モデル手法における簡易手法として適用されて

いたリスクウェイト（上場株300%、非上場株400%）を目線としたリスクウェイト（400%）を適用することとなった。なお、投機的な非上場株式は、短期売買目的の投資や、ベンチャーキャピタル等への投資が該当するが、顧客との長期的な取引関係を構築するための保有・取得や事業再編のためのDESに伴う取得の場合は該当しないとされている。

### (3) 住宅ローン（不動産担保債権）

現行規制では、担保により全額が保全されている場合（すな

わち、LTV比率が100%以下の場合）は35%のリスクウェイト、LTV比率が100%超の場合は（リテールとして）75%のリスクウェイトが適用されている。見直し後は、LTVの水準をより精緻に参照して20、75%のリスクウェイト（ただし、返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合は、より保守的なリスクウェイト）を適用することになる。（図表3）。

より具体的に見ると、まずL

TVは「ローン総額÷担保価値」により算出されるが、ローン総額は残高ベース、担保価値は貸出実行時の計数とされている。ただし、担保価値の算出にあたり、各国当局は市場価格の下落を反映するよう求めることも可能であるとされた。担保価値の上昇を反映することが認められていないのは、仮に反映させれば、地価の上昇とともに銀行による融資拡大余地が大きくなる結果、さらに地価が高騰し、不動産バブルを惹起しかねないというプロシクリカリティへの懸念があったためである。

一方、地価が下落している地域においては、担保の処分可能価値をLTVに反映させるほうが保守的な規制枠組みになる。議論の結果、各国裁量の扱いとなったが、これは担保価値のアップデートに関する各国・銀行の実務が異なるなか、規制の実施に伴う実務負担にも配慮が必要と考えられたためである。

また、「返済資金が賃貸・販売収入に依存している場合」の具体的な範囲について、最終文書では「たとえば、債務者が、

返済原資の50%超を担保不動産から生じるキャッシュフローに依存している場合」という例示的な説明がなされているが、各国における実務が異なることもあり、「各国当局はより詳細なガイダンスを定めることができる」としている。本邦では、アパートローンの一部なども該当すると考えられるが、今後、国内実施に向けて具体的に検討していく必要があるだろう。

(4)コミットメント

現行規制では、コミットメントには原契約期間の長さに応じた20%または50%のCCF (Credit Conversion Factor = オフバランスシート取引に係る与信相当額を算出するための掛け目) が適用されている。また、任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント(UCCL = Unconditionally Cancellable Commitments クレジットカードや当座貸越の貸出枠等)には、ゼロ%のCCFが適用されている。

一般の見直しにおいて特に議論になったのは、UCCLの取扱

いである。UCCLは契約上、銀行が任意の時期に無条件で取り消しうる貸出枠であるものの、実際にはレピュテーションの問題等があるために取り消すことは困難ではないかという危機時の経験をふまえた問題意識から、資本賦課の対象とする方向で議論が進んだ。その結果、最終文書では(それまで定義されていたなかった)コミットメントを「信用供与・資産購入・信用代替を行うことについて、銀行が申し入れ、顧客により受諾された契約」と明確に定義したうえで、UCCLに対してもコミットメントの1類型として10%のCCFを適用することとされた(一般のコミットメントには40%のCCFを適用)。

他方において、貸出枠を巡る実務は地域や銀行によってさまざまであるということも、市中協議を通じて認識されるようになった。たとえば、銀行が顧客から手数料を受領しておらず、顧客は引出しのために銀行に申請する必要があり、かつ銀行がそのつど審査したうえで引出し

の是非を判断している、といっ

た取引については、各国当局の判断で「コミットメントに該当しない」という取扱いをする、ことも可能となっている。

\* \* \*

今後パーゼル委では、最終文書において明確でない部分があればFAQを作成、公表するための作業が行われることになる。一方で、各国においては、パーゼルIIIを国内的に実施するための準備・検討が行われていくことになる。規制の実施は、4年後の22年から(経過期間を経た完全実施は9年後の27年から)とされているが、自己資本比率の分母であるリスクアセット全般にわたる見直しであることから、金融機関のシステム対応や社内の態勢整備に相応の時間やリソースが必要になるものと考えられる。今後は、金融機関の対応状況等を注視しつつ、新規制の円滑な国内実施に取り組んでいきたいと考えている。

(注)1 (金融庁) <http://www.fsa.go.jp/inter/bis/20171208-1.html>

(日本銀行) [https://www.boj.or.jp/announcements/release\\_2017/re171208a.htm/](https://www.boj.or.jp/announcements/release_2017/re171208a.htm/)  
2 たとえば、金融安定理事会が2010年に公表した「格付機関格付への依存の低減のための原則」を参照。

あおさき みのる

01年一橋大学法学部卒、財務省入省。04年シラキユース大学公共政策大学院修了、05年コーネル大学法科大学院修了。08~10年および14~17年に金融庁国際室課長補佐(銀行担当)、17年7月から現職。

とみた のぼる

08年一橋大学経済学部卒、監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社。15年金融庁国際室課長補佐(銀行担当)、18年2月から現職。公認会計士。

たにぐち けん

02年東京大学経済学部卒、日本銀行入行。08年ロンドン大学バークベック校大学院・経済研究課程修了。企画局、ロンドン事務所の勤務等を経て、15年6月から現職。